



令和7年度集団指導

全サービス共通

5 障害者虐待防止の推進について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
虐待防止対策・法人指導班



目次

- 1 虐待防止措置
- 2 身体拘束の適正化
- 3 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）
- 4 千葉県障害者虐待防止アドバイザー派遣

1 虐待防止措置

【現行】令和4年度から義務化

- ①虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1 虐待防止措置 【令和6年度～】

1 《施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため》

障害者虐待防止措置を未実施
の障害福祉サービス事業所等

創設

虐待防止措置未実施減算
(所定単位数の1%を減算)

2 指定基準の解釈通知において、以下を明示

- ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めること。
- ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいこと。

2 身体拘束の適正化

【身体拘束適正化措置】

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 身体拘束の適正化

身体拘束廃止未実施減算

【令和6年度～】 ※基準を満たしていない場合

○施設・居住系サービス

障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

所定単位数の10%を減算する。

○訪問・通所系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

所定単位数の1%を減算する。

3 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、以下の旨を明記する。

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、

サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、

本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき

4 千葉県障害者虐待防止アドバイザー派遣

- ① 目的... 県が、市町村、障害者福祉施設及び障害福祉サービス事業所等へ「千葉県障害者虐待防止アドバイザー」を派遣し、障害者虐待の未然防止や早期発見、障害者虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための取組みを支援することを目的とする。
※派遣の報償費・旅費は千葉県で負担。
- ② 派遣例...
○障害者虐待の事案対応についての問題分析・検討や体制の整備
○虐待防止策の検討や体制の整備
- ③ 申請手続... 県HPに記載
<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/gyakutai/adobaiza-haken.html>
※派遣は以下のア・イのいずれかの場合とする。
ア 障害者虐待の認定があった事業所・法人への派遣であること
イ 小規模事業所を含めた複数の法人が集まり、情報交換できる場であること



御清聴ありがとうございました。